

## 豊橋市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された豊橋市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和3年8月17日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一

### 第1 監査の請求

令和3年6月28日付けで、次のとおり監査の請求があった。

#### 豊橋市職員措置請求書

##### 1 請求の趣旨

- (1) 豊橋市教育委員会は、令和3年3月26日付けで「学校事務職員の処分について」を豊橋市議会に提出した。本文書は、豊橋市立中学校の事務職員2名（A中学校事務職員とB中学校事務職員）を市費会計に係る不適正経理のために停職処分を行ったという内容のものである。処分内容は、A中学校職員を停職6月、B中学校職員を停職2月\*であった。（\*請求書原文のままの記載であるが、正しくは「1月」である。）
- (2) A中学校職員の場合は、平成28年度から令和2年度までの間、学校用品をインターネット通販で購入しながら、契約の実態のないE社に対し、購入代金に業者の手数料として2割を上乗せした額で物品の見積り作成を依頼し、E社は、当該職員に対し購入代金と同額の現金を支払う一方で、手数料を上乗せした額で会計書類を作成し、市費の支払いを受けた。
- (3) B中学校職員の場合は、平成29年度から令和元年度までの間、学校用品を市内の百円ショップで購入した上で、契約の実態のないF社から購入代金と同額の現金を受領した。F社は、手数料として3割を上乗せした額で会計書類を作成し、市費の支払いを受けた。
- (4) 刑事訴訟法第239条第2項には、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定している。しかし、市は、A中学校職員による損害額は81,725円、B中学校職員による損害額は2,205円であったが、当該職員が損害額相当額を全額返還したので刑事告訴は行わないとした。
- (5) しかし、E社とF社が不正に受け取った手数料は、市民の貴重な税金から支払われているにもかかわらず2業者から返還されていない。損害額が戻れば、どこから返還されても構わないという話では市民の納得は得られない。公金詐取に加担した手数料を当該業者は返還すべきである。

## 2 求める措置

監査委員は、市長に対して、次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

- (1) 当該不適正経理にかかわる E 社及び F 社が受け取った手数料を市に返還するよう市長に請求するよう勧告すること。

## 3 請求人

住所、氏名省略

## 4 事実を証する書面

- ・豊橋市教育委員会が作成した令和 3 年 2 月 26 日付け「学校事務職員の処分について」

## 第2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

3 豊監査第15-7号

令和3年8月17日

請求人 あて

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一

### 豊橋市職員措置請求について（通知）

令和3年6月28日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

### 記

#### 1 請求の受理

本請求は、令和3年7月5日に受理した。

#### 2 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、学校用品調達業務に関し、愛知県教育委員会から入手した書類及び豊橋市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）から提出された書類についての調査並びに市教育委員会の関係職員（以下「関係職員」という。）からの事情聴取により実施した。

##### (1) 監査対象事項

豊橋市職員措置請求書及び請求人の陳述内容を勘案した結果、請求の趣旨を次のように解して監査を実施した。

学校用品の調達業務において、市立中学校の事務職員C及びD（以下「当該職員」という。）が私費で購入した学校用品の代金に、その約2～3割を上乗せした金額で豊橋市（以下「市」という。）の登録業者であるE社及びF社（以下「当該業者」という。）から学校用品を購入したとする会計書類を作成させ、その書類に基づいて当該業者に対し市費を支出した。これらの不適正な経理事務により生じた市の損害について、当該業者に対し、賠償請求を怠っている事実の有無を監査の対象とした。

(2) 監査対象部局

市教育委員会教育部

(3) 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき令和3年7月27日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、本件請求に係る補足説明がなされ、職員措置請求書には具体的に記載がなかったE社とF社が市に返還すべき額は、全額50万円と説明があったが、このことを含め、新たな証拠を提出することはなかった。

この額は、不適正経理の取引形態で市から支払われた、E社への支払額492,735円（平成28年度～令和2年度）、及びF社への支払額9,441円（平成29年度～令和元年度）の合計502,176円のことと判断した。

(4) 事情を聴取した関係職員

令和3年7月28日に次の関係職員に対し、監査対象事項について事情聴取を行った。

- ・市教育委員会教育部教育政策課長
- ・市教育委員会教育部学校教育課長
- ・市教育委員会教育部教育政策課課長補佐

3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

(結論) 本件請求は、これを棄却する。

以下に、その理由を述べる。

(1) 事実確認について

本件請求について、次のとおり事実を確認した。

ア 当該職員による不適正経理事案について

A中学校においては、学校配当予算で学校用品を購入する際、事務職員Cが直接インターネット等で物品を購入し、自身のクレジットカードで立替払を行っていた。購入後、学校取扱業者であるE社に依頼し、立替払した金額に手数料2割が上乗せされた見積書、納品書及び請求書を発行させ、事務職員Cが購入した分の代金をE社から現金で受け取り、E社が発行した書類に基づき市会計で会計処理を行った。なお、事務職員Cは、市教育委員会の調査において、平成16年から同様の手続で会計処理を行ったことを認めている。また、市教育委員会は、事務職員Cによる不適正経理事案を令和2年7月に覚知した。

B中学校においては、事務職員Dが100円ショップで私費で購入した学校用品について、私費で購入した金額に手数料が上乗せされた見積書、納品書及び請求書の発行をF社に依頼し、事務職員Dが購入した分の代金をF社から現金で受け取り、F社が発行した書類に基づき市会計で会計処理を行った。なお、市教育委員会においてA中学

校の事案を覚知したのちに、全学校事務職員対象の不適正な会計処理に関する調査（以下「会計調査」という。）を直ちに行ったところ、令和2年8月、事務職員Dからの申出により覚知したものであり、平成29年度から令和元年度まで行っていたことを確認した。

イ 不適正経理に対する市の対応について

(ア) 不適正経理に起因する市の損害額の算定について

市教育委員会は、当該職員が私費で購入した価格と、市から当該業者に支払われた金額との差額をもって、不適正経理に起因する市の損害額（以下「損害相当額」という。）として算定している。具体的には、当該職員から提出された領収書や購入履歴及び当該業者から任意で提出された帳簿の写しと、市の会計書類を照合したほか、当該職員が在籍した学校で、購入した物品が実際に使用されているかの確認を行った。なお、この事実確認の対象期間を、不適正経理が令和2年7月に判明したことから、令和2年度分の会計書類と、市の会計書類保存期間である平成29年度から令和元年度までの3年間分に加え、市の財務会計システムに存在していた平成28年度分の会計処理データを含めた5年間分とし、これらの事実確認による損害相当額の算定を行った。

この算定方法に基づく、平成28年度から令和2年度までにかけて、当該職員が私費で購入した価格と、市から当該業者に支払われた金額との差額は以下のとおりである。

学校	当該職員が私費で購入した価格	市から当該業者に支払われた金額	差額（損害相当額）
A中学校	411,010円	492,735円	81,725円
B中学校	7,236円	9,441円	2,205円

(イ) 損害相当額の返還について

当該職員と当該業者が共同して市に損害を与えたという共同不法行為の事案であり、市は当該職員及び当該業者のいずれに対しても損害の賠償を求めることができる一方、そのいずれかから損害額の支払があれば、市の損害は回復される。（民法（明治29年法律第89号））

本件は、当該職員の主体的な関与がなければ発生しなかった事案であること、また、当該職員から損害相当額の賠償に応じる旨の申出があったことを踏まえ、当該職員へ損害相当額の支払を求めたところ、当該職員は損害相当額を令和2年10月9日に支払った。

(2) 監査委員の判断

監査対象事項とした、学校用品の調達業務において、当該職員が私費で購入した物品

の代金に、その約2～3割を手数料として上乗せした金額で当該業者から物品を購入したとする会計書類を作成させ、その書類に基づいて当該業者に対し市費を支出したとする不適正な経理事務により生じた市の損害について、当該業者に対する賠償請求を怠っている事実の有無について検討する。

ア 3(1)事実確認についてに記載のとおり、令和2年7月に不適正経理を覚知した市教育委員会は直ちに会計調査を実施し、その過程で算出した損害相当額について、全額返還する旨の申出をした当該職員から、令和2年10月9日付けで弁済を受けたことから、市は当該業者に対する損害賠償の請求を行っていない。請求人は、「損害額が戻れば、どこから返還されても構わないという話では市民の納得は得られず、当該業者から返還させるべきである。」と主張しているが、まず、こうした市の対応が、違法若しくは不当に損害賠償の請求を怠っていると言えるかどうかについて検討する。

(ア) 本件は、当該職員と当該業者が共同して市に損害を与えたという共同不法行為の事案である。民法第719条第1項において、「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。」と規定されていることから、本件についても、市は、当該職員及び当該業者のいずれに対しても損害の賠償を求めることが可能であり、また、そのいずれかから損害額の支払があれば、市の損害は回復されるものである。

(イ) 本件は、当該職員の主体的な関与がなければ発生しなかった事案であり、また、当該職員から損害相当額の賠償に応じる旨の申出があったことから、市として当該職員に対し、3(1)イ(ア)で算定した損害相当額の支払を求めたものであり、当該職員から令和2年10月9日付けで全額弁済されたことが、関係書類から確認できた。

以上のことから、損害相当額の返還について、当該職員から全額弁済を受け、当該業者に請求しなかった市の対応に違法若しくは不当な点は認められず、また損害賠償の請求を怠っている事実は認められない。

イ 次に、損害相当額をA中学校分81,725円、B中学校分2,205円とした市の算定方法が妥当であったかどうかについて検討する。

(ア) 市教育委員会は、本事案について、令和2年7月に覚知した後、直ちに会計調査を行い、本件以外に不適正な事例が存在しないことを確認している。

(イ) 損害相当額の算定方法について、関係職員から「市教育委員会の調査において不適正経理にかかわった当該職員が在籍した学校で、購入した物品が実際に使用されている実態を確認できたことから、不適正経理の形態で市から業者に支払われた全額ではなく、当該職員が私費で購入した価格と、市から当該業者に支払われた金額と

の差額を損害相当額として算定した。算定に当たっては、当該職員から提出された領収書や購入履歴及び当該業者から任意で提出された帳簿の写しと、市の会計書類を照合している。」との説明があった。

(ウ) なお、損害相当額の算定期間については、不適正経理が判明した令和2年度分、市文書取扱規程（昭和33年訓令第6号）第18条第1項、同条第2項及び別表1に規定する市の会計書類保存期間である平成29年度から令和元年度までの3年間分及び財務会計システムに会計処理データが存在していた平成28年度分の計5年間分を、(イ)の照合により不適正経理を市が客観的に事実として確認できる算定期間としている。

(エ) また、損害相当額について関係職員から、「(イ)及び(ウ)により、当該職員が私費で購入した価格と、市から当該業者に支払われた金額との差額を損害相当額として算定した結果、A中学校分81,725円、B中学校分2,205円であった。」との説明があった。

(オ) 監査委員として、平成28年度以降の会計書類等を調査したが、市教育委員会が算定した損害相当額以上のものは確認できなかった。

以上のことから、市教育委員会は不適正経理に関する調査を迅速かつ網羅的に行い、また、損害相当額の算定に当たっては、当該職員の発言のみによることなく、当該業者から入手した資料と、保存年限を超えて財務会計システム上に存在するデータも含めた平成28年度以降の学校用品の調達に係る市の会計書類等とを照合し、客観的に事実として把握できるものを損害相当額として算定したものと認められる。また、購入物品の学校における使用状況についての調査結果も踏まえ算定したものであり、その方法が妥当性を欠くものであるとは認められない。

そうすると、ア及びイで検討したとおり、本件における損害相当額の算定方法が妥当性を欠いているとは認められず、また、当該職員から損害相当額の全額弁済を受けることにより当該業者にその請求を行わないとした市の対応に違法若しくは不当な点があるとは認められないから、市長が違法若しくは不当に当該業者に対する損害の賠償請求を怠っている事実を認めることはできない。

よって、本件請求については理由がないものと判断する。